

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○国土調査の成果の認証 (地域復興支援課)	一
○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請 (循環型社会推進課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	二
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)	二
○保安林の指定の解除 (同)	二
○保安林の指定の解除の予定 (同)	二
○道路の区域変更(三件) (道路課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件) (都市計画課)	三
○公 告 (建築宅地課)	四
○開発行為に関する工事の完了 (教育庁高校教育課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (選挙管理委員会)	四
○宮城県海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総 数の三分の一の数について	四

## 告 示

## ○宮城県告示第一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を  
認証した。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調査を行った者の名称

白石市

2 調査を行った時期

平成二十六年年度から平成二十七年年度まで

3 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石市上久保、福岡蔵本字下り川一番、同字下り川二番、同字下館、同字滝下、同字堂形、同

字樋ノ口、同字六本松一番、同字六本松二番、同字愛宕山、同字一本木、同字岩ノ上、同字勝坂、同

字北屋敷、同字三合田一番、同字三合田二番、同字下屋敷、同字平屋敷、同字滝ノ上、同字田

ノ入、同字西ノ原一番、同字西ノ原二番、同字原屋敷、同字細野、同字南屋敷、同字東三合田、

同字西田、同字滝野原、同字中川原

5 認証年月日

平成二十八年十二月二十二日

## ○宮城県告示第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の二の六第一項の

規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び

維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条

第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 羽山砕石株式会社

2 所在地 宮城県白石市白川大卒都婆字羽山五十番地

3 代表者の氏名 代表取締役 小川 隆

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県白石市白川大卒都婆字羽山三十二番一の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類の

がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類

五 申請年月日

平成二十八年十二月八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成二十九年一月六日から平成二十九年二月六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年二月二十日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二三〇〇二五四	ばふくし工房かつらつば 栗原市高清水新桂葉 二七八番地二	福祉サービス（機能訓練）	社会福祉法人 豊明会	平成二十八年 十二月三十一日

○宮城県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町湊浜字弁天八四の四、八六の三、字砂場一〇の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字田尻畑七の二

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九條の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
気仙沼市八日町一丁目二番地先から 同市魚町二丁目二四七番三地先まで		一六・〇	一一・五	三五・七	三五・七	五八一・三	五八一・三
		三五・七					

○宮城県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 気仙沼港線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
気仙沼市魚町二丁目二四三番七地先から 同市魚町二丁目五番一地先まで		一五・九	一一・一	四七・〇	一四・四	五八七・〇	五八六・五

○宮城県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
大崎市古川三日町一丁目三五番一地先から 同市古川七日町一九番地先まで		一一・五	六・五	三一・九	一六・〇	二二八・四	二二八・四

○宮城県告示第十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・三・三四号南岡田線
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）  
○宮城県告示第十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

一 都市計画の種類及び名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画景観地区

2 名称 宮城野通景観地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

一 都市計画の種類及び名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 宮城野通地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

### 公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市東八幡前九十四番六の一部、百一番一、百四番一の一部  
岩手県大船渡市盛町字木町十四番地五  
株式会社マイヤ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種一号) 二百キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年十二月二十日

四 落札者の名称及び所在地 北日本石油株式会社 仙台支店 宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目六番十二号

五 落札金額 一千四百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年十一月十八日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

平成二十八年十二月五日現在における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十九年一月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三分の一の数 九〇八